

東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱

	30 福保子育第2699号
	平成31年2月8日
改正	31 福保子育第1981号
	令和元年11月8日
改正	2 福保子育第2207号
	令和2年12月9日
改正	3 福保子育第886号
	令和3年6月23日
改正	4 福保子育第1106号
	令和4年7月5日

1 目的

養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下同じ。）が果たす役割は重要である。

このため、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

2 事業の構成

（1）養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

イ 事業の内容

（ア）養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組民間あっせん機関及び児童相談所の職員の研修参加を促進するため、以下の支援を行う。

なお、本事業の対象となる研修は、平成30年7月26日付け子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」の別紙実施要綱3の（1）の（ア）に定める研修とする。

- ① 研修に関する情報提供
- ② 研修希望者の登録

③ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給

(イ) 第三者評価受審促進事業

養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助する。

なお、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については平成31年3月29日付け子発0329第19号厚生労働省子ども家庭局長通知「養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における自己評価及び第三者評価の実施について」による。

ウ 費用の負担

都は、養子縁組民間あっせん機関の職員が研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）及び養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための費用の一部を、都が別に定める補助要綱により、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、養子縁組民間あっせん機関とする。

イ 事業の内容

次に掲げる取組を事業の対象とする。ただし、(ア)及び(イ)の取組は必ず実施すること。

(ア) 養親希望者等支援事業

- ① 児童相談所や区市町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連絡会議の開催）
- ② 子供や実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援
- ③ 養子縁組の成立後に、子供の実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援
- ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子供との事前のマッチング
- ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援
- ⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や区市町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援
- ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組

(イ) 特定妊婦等への支援

産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦」という。）からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援を実施する。

(ウ) 障害児等の支援

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にあっせん及び成立前・成立後の支援を実施する。

(エ) 心理療法担当職員の配置による相談支援

心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援を実施する。

なお、心理療法担当職員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

② 都知事が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ウ 費用の負担

本事業の実施に必要な経費については、都が別に定める補助要綱により、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(3) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、養子縁組民間あっせん機関とする。

イ 事業の内容

(ア) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業

社会福祉士等による社会的診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための体制を構築し、養子縁組成立前後のきめ細かな支援を実施する。

(イ) 資質向上モデル事業

養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、以下に掲げる取り組みを実施する。

① 養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等

② 児童相談所との定期的な事例検討会の開催等

(ウ) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業

子どもの権利条約に基づき、養子縁組民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施する。

ウ 費用の負担

本事業の実施に必要な経費については、都が別に定める補助要綱により、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(4) 養親希望者手数料負担軽減事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、都とする。

イ 事業の内容

都内（児童相談所設置区を除く）に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、養親

希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助する。

なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行う。

ウ 費用の負担

都は、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料を、都が別に定める補助要綱により、予算の範囲内で補助を行うものとする。

3 実施対象

(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

事業所の所在地が東京都内（児童相談所設置区を除く）である養子縁組民間あっせん機関及び東京都内（児童相談所設置区を除く）の児童相談所を対象とする。

(2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

事業所の所在地が東京都内（児童相談所設置区を除く）である養子縁組民間あっせん機関を対象とする。

(3) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業（以下「モデル事業」という。）

事業所の所在地が東京都内（児童相談所設置区を除く）で、厚生労働省において事業計画の審査を経た上で決定された養子縁組あっせん機関（以下「モデル事業者」という。）を対象とする。

(4) 養親希望者手数料負担軽減事業

養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った養親希望者を対象とする。

4 事業計画書の提出

モデル事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別紙様式1により事業計画書を別に定める期日までに都へ提出することとする。

都は、別紙様式1により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組あっせん機関と内容を調整した上で、別紙様式2により厚生労働省に事業計画書を提出することとする。

なお、事業計画書の提出に当たっては、関係者や関係機関との連携方法等含め、2の（3）のイの取組を行う上での具体的な手法を記載することとする。

5 経理の区分

モデル事業者は、モデル事業とモデル事業以外の事業を実施する場合、モデル事業に係る経理とモデル事業以外の事業に係る経理を明確に区分することとする。

6 実施状況報告

モデル事業者は、事業実施状況について、事業終了後、事業の効果や課題を検証し、別紙様式3により事業実績報告書を都が別に定める期日までに都へ報告することとする。

都は、別紙様式3により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別紙様式4により厚生労働省に事業実績報告書を提出することとする。

7 守秘義務

本事業に携わる従事者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

8 その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。